# 改正の概要

#### 1. 改正の趣旨

改正信託業法の施行(平成 16 年 12 月 30 日)後1年が経過し、この間、信託会社を始めとして、信託契約代理店、信託受益権販売業者等の新規参入が着実に増加しており、監督指針に対する照会等も多数寄せられていることから、こうした新規参入の状況や照会等の内容を踏まえ、所要の改正を行うもの。

# 2. 主な改正点

## (1) 信託兼営金融機関の議決権取得規制の緩和

信託兼営金融機関が、銀行法施行規則第 17 条の 6 (銀行法第 16 条の 3 第 1 項〔銀行等による議決権の取得等の制限〕の規定が適用されないこととなる事由)第 10 号に掲げる事由(元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得)に該当し、同法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認申請が行われた場合に、当局が承認を行う際の当該信託兼営金融機関が満たすべき要件の一つである「元本の補てんのない信託に係る信託財産において 1 年を超えて保有しようとする議決権数の増加割合が総株主の議決権数対比で年 1%以内であること」を削除する。

# (2) 免許・登録申請書の添付書類の明確化

申請予定者の予見可能性を高める観点から、これまで照会の多い事項や審査を行う上で当局が求める提出書類・記載内容等について明記・補足する。

### (3) 会社法等の施行に伴う整備

「会社法(平成17年法律第86号)」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)」等の施行に伴い、所要の整備を行う。

#### 3. 実施時期

会社法の施行の日(平成18年5月1日)より適用する。